

令和2年第14回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和2年10月22日 午後3時開会
午後4時16分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 金城 弘昌	委 員 松本 廣嗣	委 員 照屋 尚子
委 員 上原 勝晴	委 員 藏根 美智子	

(2) 欠席委員

委 員 山里 清

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	儀間 秀樹	教育指導統括監	半嶺 満
参 事	佐次田 薫	参 事	宇江城 詮
総務課長	山城 英昭	教育支援課長	横田 昭彦
施設課長	平田 厚雄	学校人事課長	屋宜 宣秀
県立学校教育課長	玉城 学	義務教育課長	目取真 康司
保健体育課健康体育班長	宮城 敏也	生涯学習振興課長	下地 康斗
文化財課長	諸見 友重	県立学校教育課 <small>特別支援教育室主任指導主事</small>	新垣 ゆかり

4 議事関係

(1) 開会

金城教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第3号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和2年第13回議事録の承認

全会一致で、令和2年第13回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

金城教育長が、藏根委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則）

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則）について報告を行った。

【質疑等】

- 上原委員 1ページの2のリード文についてです。3行目に「調査研究を行うため」とありますが、これはいわゆる普通高校に分教室を置いてインクルーシブ教育がどのように機能していくのか等の調査研究と理解してよろしいですか。
- 県立学校教育課長 はい。そのとおりです。法的には分教室と位置づけますが、実際は真和志高校で志願前相談を行い入学します。ただし、籍は島尻特別支援学校に置いて、その後、真和志高等学校の教育課程及び特別支援学校の教育課程を柔軟に組み合わせて教育を行うモデル校として調査研究を行い、制度化に向けていきたいと考えております。
- 上原委員 調査研究するということは、成果や課題が出てきます。特に成果は大きいと思いますので、そこを見ながら制度化に向かっていくのですね。そこで、この成果や課題を他の県立学校等にも紹介して、近くの地域や県立学校で一緒になってこういう制度を使えば、共に教育活動ができますということも提供していくのでしょうか。
- 県立学校教育課長 初めての取組みなので、おっしゃるとおり課題や成果もあろうかと思います。それを検証してなるべく早い時期に、3年から5年にかけてとなると思いますが、調査研究を行ったうえで、できれば各地区に広げていきたいと考えているところです。
- 上原委員 この件は、今は県立高校でやっておりますが、例えば市町村立の中学校等にもこういう制度で成果が出ている等の調査資料を提供していくということですか。
- 県立学校教育課長 そうですね。小中学校にはこちらに書いてある馬天分教室があります。そういう仕組みが先行事例としてありますので、いずれほかの地区に広げる際には、成果や課題等を含めて公表することになるかと思います。必要に応じて公表していきたいと思います。
- 照屋委員 この規則は令和3年4月1日から施行ですが、全県区なので全県の中学校に公文書を配布しているのでしょうか。それとも、真和志高等学校のホームページでこういった情報は得られることになるのでしょうか。
- 県立学校教育課長 この件に関しましては以前に申し上げたとおり、8月には入試説

明会がございまして、そのときにこの仕組みをこれから作りますということを全県に周知してまいりました。それでこの度モデル校が真和志高校に決まりましたと全市町村にその旨、通知文を送付して周知したところであります。現在、志願前相談の受け付けを進行中で、周知についてはほぼ全県にできたという状況であります。

- 照屋委員 志願前相談の申し込み状況などは聞けますか。
- 県立学校教育課長 今はまだ経過中であります、1件は出ると聞いております。

報告事項2 沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則）

報告事項3 沖縄県教育委員会訓令の一部改正（県立学校処務規程の一部を改正する訓令）
【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立学校の分校の設置に関する規則等の一部を改正する規則）及び沖縄県教育委員会訓令の一部改正（県立学校処務規程の一部を改正する訓令）について報告を行った。

【質疑等】

なし

報告事項4 令和3年度沖縄県立特別支援学校幼稚部及び沖縄県立高等特別支援学校入学定員

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、令和3年度沖縄県立特別支援学校幼稚部及び沖縄県立高等特別支援学校入学定員について報告を行った。

【質疑等】

- 松本委員 平成29年から定員が105名に増えています。受験者もどんどん増えていますので、今年もまた増えるのだろうと思います。この定員105名に入らなかった方はその後、どのような進路になっているのですか。

- 県立学校教育課長 漏れた生徒につきましては、次の選択肢として特別支援学校の高等部に受験する生徒、あるいは高校にチャレンジする生徒、両方あります。また、高校にチャレンジした生徒のうちまたそこで漏れた場合は、まずは特別支援学校の二次募集、あるいは高校の二次募集ということで、更に受験していくということで、しっかりフォローワー体制は制度として出来ていると考えております。

- 松本委員 受け入れ先がなくて路頭に迷うという状態はないということですね。

- 県立学校教育課長 はい。昨年度も、今申し上げたとおり全員が何らかの学校に進学

していると聞いております。

- 照屋委員 関連しまして、年々受験者数が増えているということで、高等支援学校は一般就労にも力を入れていますし、設置されている高等学校との交流授業をしたり、一緒に部活動ができたりということが魅力で、ニーズが高くなっていると思います。ほかの高等学校で空き教室がある学校などに併設型を増やしていくという予定はないでしょうか。また、ひとつ懸念しているのは、選抜されなかった生徒が特別支援学校の高等部あるいは県立学校に二次募集で受験をするということですが、不本意入学で途中退学をする生徒も一部にいると聞いております。その辺もすごく気になっていますので教えてください。
- 県立学校教育課長 高校の空き教室に高等支援学校を併設する検討があるかというお話でしたが、確かにこの表を見ると受験者数は年々増えており、ニーズは高いと思います。また、高校の併設型である4校の成果もかなり出てきていると聞いておりますので、今後、編成整備計画の中でも検討されると思います。我々としても、今後学校の理解も得ながら空き教室を利用できたらいいのかなと考えております。もう一方で、二次募集等で不本意で入学しているのでは、というお話がありましたが、それにつきましても、学校現場にはスクールカウンセラーやインクルーシブ教育の役割を担ってくれる教育コーディネーターがいますので、しっかり連携しながら中退につながらないよう指導をしています。我々としても引き続き学校と連携しながら支援していきたいと思います。また、高校には支援員も配置しておりますので、そことも連携しながら子どもたちが中退しないようサポートしていきたいと考えております。
- 照屋委員 幼稚部において、ろう学校が昨年度2クラス策定したが結局1クラスになったということで、おそらく入学前、事前の相談を受けた幼児が地域の保育園とか幼稚園に行かれていると理解しているのですが、そういった場合に、地域の保育所や幼稚園への支援などは、ろう学校の場合どのように行っているか教えてください。
- 県立学校教育課新垣主任指導主事 はい。ろう学校においては0～3歳のお子さんをフォローしていて、今年度も25～26名の幼児を日替わりで学校に来ていただいて教育相談に対応しています。幼稚園の入学にはつながっていないのですが、地域の保育所等に通っているお子さんも支援していると聞いております。
- 照屋委員 支援方法は、地域の保育所にろう学校の先生が出向いて支援するという事ですか。
- 県立学校教育課新垣主任指導主事 そういう場合もあるようですが、主には保護者と一緒に来ていただいて幼稚部の授業に混ざったり、個別で対応しているという状況があるようです。
- 照屋委員 ありがとうございます。

報告事項5 令和2年度実施公立学校管理職候補者選考試験最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和2年度実施公立学校管理職候補者選考試験最終合格者の報告について報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 この報告を受けてたいへん喜ばしく、嬉しく思います。まず1点目に、受験者数が増えたということ、そして女性管理者が増えているということで、とても良いことだと思います。教育委員会としては何か策を講じたのか、何か要因があるのでしょうか。また、コロナ禍において例年の試験のあり方と今年度は何か変化があったのですか。この2点をお願いいたします。
- 学校人事課長 まず、1点目の質問の女性管理職の受験者数等についてです。選考試験ということで、女性の受験者に対してのみ特別な措置を行うことはできないこととなっております。ですから、まず女性の受験者を増やすことが合格者の増加につながればというふうに考えております。女性管理職の会が行ったアンケートによりますと、女性管理職が管理職を目指したきっかけが、管理職からのあと押しと言いますか、声掛けと言いますか、そういうものがあったと答える方が多いと聞いておりましたので、校長会ですか、それから事務所長の方々に対しまして、有能な女性の人材がおりましたら、声掛けや背中を押すということをお願いしている状況でございます。そういった結果が、今回の受験者増につながったというふうに考えております。それから2点目、コロナの影響についてですが、今回、新型コロナウイルスの感染拡大ということで休業期間が長かったので、通常の夏休みの期間中にも各学校は授業を行っているため、試験日の移動を行っております。試験におきましては、受験会場で人の密を避けるために、通常40人ぐらい入れていたのを20人に減らし密にならないよう配慮するとともに、二次試験につきましては個別に集合時間を設定しまして、やはりこれも、人が一同に集まらないようななかたちにしております。また、面接等におきましては、従来よりもその人となりを聞けるようななかたちのものに改めています。詳細につきましては、対策を講じられると困りますのでこの場では控えます。以上でございます。
- 藏根委員 ありがとうございます。女性管理者に関しては、やはりまだ20%を超さないんですね。男女共同参画の女性登用における県の方針は3割で、全国は4割以上ですから、男女のバランスということを考えると特に教員はいろんな意味で女性を登用しないといけないですね。それで、この要因としては管理者のあと押しだということで、個人的なことを言うようで申し訳ないのですが、私も実は琉大附属にいる頃にその年令にきまして、管理者に呼ばれて、受けてみないかという話がありました。というところでぜひ今後も管理者の方々に女性リーダーたちの背中を押してほしいなと思います。それから、コロナ禍で県の管理者採用試験も気になりましたが、今話を聞いて安心しました。とにかく教育は人ですから、私たちはそういう適切な人をきちん

と選んで、活躍してもらうという姿勢を肝に銘じて選んでいかないといけないと思います。お疲れ様でした。

- 学校人事課長 ひとつだけ補足させていただきます。今の話の中で、女性の構成比の話がございましたが、小中学校の合算での数字で申し上げますと、今年5月1日現在で、小中学校の校長につきましては、女性は20%を超えております。20.3%です。教頭につきましては21.0%です。ただ、やはり女性の数の占める割合からするとまだだということで、今、委員がおっしゃいましたように、今後とも増やしていく努力を継続する必要があると考えております。以上でございます。
- 藏根委員 ありがとうございます。是非、3割、4割以上ということで、よろしくお願いしたいと思います。以上です。
- 照屋委員 この管理職試験を受ける前段として、リーダーシップの育成ということで、大学などと連携をして教職大学院に派遣をするとか、予算の確保といった計画はございますか。
- 学校人事課長 教員の資質向上ということがございます。これは管理職を育てるとはまたちょっと別の視点ではございますが、琉球大学の教職大学院への派遣、それから、各種の研修への参加、そういうものにつきましては、学校人事課も含めそれぞれ実施課においていろいろ研修を実施しているところでございます。
- 照屋委員 ぜひ大学とも連携し、リーダーシップをとれる管理職を育成できたらなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(6) 議案審議

議案第1号 令和2年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和元年度対象）について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、令和2年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和元年度対象）について報告を行った。

【質疑等】

- 照屋委員 課長から説明もありましたように、今年は27ページの3番に特別支援教育へのご意見をいただきしております。これまでの事業を振り返ってみると、管理職悉皆研修、また、特別支援教育コーディネーター研修を行っていますが、識者がおっしゃられているように、学校現場で変化がみられる学校とみられない学校に差があるのではないかというふうに感じています。それはなぜかということをしっかりと振り返って分析をして次年度に生かしてほしいです。例えば、管理職悉皆研修は講演を聞くだけの一方通行になっていないかとか、特別支援教育コーディネーターは経験年数別

にしっかりと研修をされているかどうか、各教育事務所まかせになっていないかどうか。それから、各学校現場では特別支援教育コーディネーターが担任を持っていることがほとんどですので、できればフリーで置けるようにしていかないとなかなか学校運営上の特別支援教育が充実していかないのではないかと思っています。特別支援教育室だけの問題ではなくて、義務教育課、人事課、財政課、すべて連携をしてこの問題に取り組んでいかないと、なかなか進んではいかないのではないかと私個人としては考えています。あと、小中学校においても、教室不足が云われていますが、情緒学級が本当に増えている状況があります。これは多分、通級教室を増やせば情緒クラスは減っていくのではないかというふうに考えていますので、その辺も各関係課が連携をして考えていかないといけないところだと思っています。どうぞこの先生方、識者の知見を生かして取り組んでいただきたいと思います。以上です。

- 県立学校教育課長　ただいまの照屋委員のご指摘のとおり、本課の特別支援教育室ではさまざまな研修等を実施しながら、研修会のあり方も含め課題を整理して改善しながら推進しているところでありますが、ご指摘のとおり、本課だけで解決できない課題もいろいろありますので、各課と連携しながらインクルーシブ教育の更なる推進に努めていきたいと考えております。非常に力強いご指摘、これをぜひ教育長はじめ、各課がしっかりと連携しながら進めいけたらと思っていますので、各課長、よろしくお願いします。
- 照屋委員　よろしくお願いします。
- 義務教育課長　ご指摘のとおり、特別支援のコーディネーターについては現在、学級担任を持って行っている状況ですが、年々増えてくる特別支援学級及び対象になる児童に対して担任を持ちながら対応していくことに、私たちとしてもやはり課題は感じております。これに関しても、研修またはそういった課題等に対応できるいろんな取組みを進めながら、コーディネーターが孤立しないよう支援できたらと思っております。以上です。
- 上原委員　報告書がほぼ出来上がって、県議会に提出、ホームページに掲載するとなつておりますが、すべての課が対応して自分たちの事業の成果と課題を出したわけですから、この報告書の活用について、できるだけ多くの県民に教育に対する認識を更深めていただきたいし、しなくてはならないと思います。この活用の方策として、今はホームページに掲載するので止まっていますが、今後の予定もあるだろうと思いますので、この辺を少しお聞かせいただけたらと思います。
- 総務課長　こういう報告書を毎年度作成しておりますので、この報告書をもとに各種研修会や市町村の集まるときにこの内容に即したかたちの研修、それから報告など、この報告書を活用した取組みを今後とも強く推進していきたいと考えております。
- 上原委員　例えば、最初のほうにコンパクトにまとめた三つ折りのものがあります。こういったものはリーフレットみたいに1、2枚作って配布するという方法もあるで

しょうし、特に後ろには成果と課題も概ねまとめられておりますので、このことを受けてまた多くの県民が関心を持って、自分たちができるることはやろうという気運が高まっていくのではないかとも考えられます。そういうところもぜひ検討していただき、更に成果が上がるよう課題がひとつでも解決できるようなことに取り組んでいく必要があると思います。もう1点、これは令和元年度の内容ですけど、次はコロナ禍の年度が出てくるわけです。このことを踏まえて、次の新しい生活様式などいろいろ出ているので、そこに向けてのこと、やはり世界状況は厳しいところもありますので、当然各課で考えていますが、学校は、社会教育は、あるいは健康づくりは、などについて、みんなで考えていくという気運を高めるためにも、この活用というのは今後、十分にやっていくべきじゃないかと思います。その辺も含めていかがでしょうか。

○ 総務課長 今年コロナの蔓延という未曾有の出来事が起きております。それに関しては、教育関係だけではなくさまざまな影響があり、それに対しての対策が講じられているところでございます。当然、教育に関してもさまざまな事象が起きており、それに対してどのように対応するかというのは今年度以降も対策をどんどん立てていかないといけないというのは、当然のことと考えております。もちろんその中で、この点検・評価報告書の作成においては、当然にそのことを加味したかたちで対応していくなければならないと考えていますので、また皆様方のご意見等を伺いながら、さらなる改善等を実施していきたいと考えております。

○ 上原委員 各課の皆さん、ご苦労様でした。

○ 松本委員 学識経験者の先生方にこれだけ厚いものを短い期間で全部目をとおしていただいて、そしてこういう評価をいただくのは、非常にありがとうございますとお礼申し上げたいのですが、その中にやはり、P D C Aサイクルに関してのご意見があります。以前、平成25年の学識経験者の意見の中にもやはりP D C Aに関するご意見があります。県の基本方針と絡めてP D C Aを作成するという、かなり厳しい枠のようなものがあってそこからなかなか出られないのかもしれません、P D C Aを生かして自分たちの仕事をこういうかたちで整理してまとめるというのは非常に重要なことだと思います。今回の報告書は、感染症が蔓延するのを防ぎながら作業をするというものは全部抜けているわけです。だれも考えなかつたことですから。上原委員がおっしゃったようにwithコロナの時代ですから、そういうものを含めてもう一回見直し、少し作り直す必要があると思います。P D C Aという形だけのものではなくて、「P D C Aを回す」という言葉を使いますが、P D C Aを回しながら改良をしていく、改善していく、あるいはその全体の動きを良いものにしていくというのが目的ですから、そこら辺をしっかりとやっていただければ良いと思います。日々の仕事は非常に厳しいはずですが、これを作るためだけに時間を使っているという部分があるように見えます。ですから、そういう作業をもう少し単純にできるような工夫も必要かと思います。少しまとまらない意見ですが、この点検・評価報告書を作つて最終的に県民にアピールしていくというのであれば、やはりそうした日々の工夫、努力が必要なのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○ 総務課長 ご指摘のP D C Aのあり方につきましては、事業によってはなかなか成果を出しにくいようなものもあるのが事実でございますし、まだまだ改善の必要があるというのはご指摘のとおりだと思います。このようなご意見があることについては機会あるごとに各課へうながしているところではございます。また、今回、概要の中でも説明させていただきましたが、レイアウトのスリム化を図って内容がなるべく分かりやすくなるようにしたり、概要版のレイアウトも位置を変えたりなど、見やすくしたりいろんな工夫をしているところでございます。P D C Aのあり方についてはその中で順次改善していきたいと思いますし、先ほどの繰り返しになりますが、w i t h コロナという今まで経験したことのない事象が出てきておりますので、それを踏まえた対策等もこの中に盛り込んでいかなければならぬと考えております。以上です。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について報告を行った。

【質疑等】

- 松本委員 改正案の概要の(2)について、この現行規程の第2条で「新たに職員となった者は」とありますが、改正される規程の中にはないようです。初めて職員になるわけですから、ほかで宣誓しているということはあまり無いと思いますが、どういうことでしょうか。
- 総務課長 はい、お答えいたします。県教育庁の場合、A L T、いわゆる英語助手の外国人講師の方が日本へ来る際に宣誓をするそうです。日本で働くから日本を基づいて宣誓をし、現行規程では、県で働く場合にも再び宣誓してもらっていました。今回改正するものは、その入国する際の宣誓で足りるという趣旨です。
- 松本委員 わかりました。
- 藏根委員 少しずれるかもしれません、やはり公務員として全体の奉仕者という意識づけはいちばん大事なところだと思います。校長経験からすると、初任者は校長の前できちんと宣誓を読み、それをお互いの中で持って教育活動を行います。これは提言になりますが、公務員としての意識づけ、全体の奉仕者としての意識づけを充実させてほしいと思います。
- 総務課長 このことについていろいろとご意見があるとは思いますし、そういう意識

づけというのは当然必要だと思います。ただ、今後、採用する際の研修等でそういうことについて自覚していただくようななかたちをとる必要があると考えております。今回改正を行った最大の理由というのが、まず簡略化をしていくことと、それから、同じ作業を国と県とで二重でやっているということの不合理な所を改善するという目的でやっていきますので、そのことについてはご理解いただきたいと考えております。

- 上原委員 2点、お願いします。1点目について、署名するということですが今は政府でいろいろ印鑑について出ていますけど、この署名には押印も入っていますか。
- 総務課長 すいません。その辺については今様式が手元にないので、あとで確認してからお知らせしたいと思います。
- 上原委員 あと1点は、文言についてですが、改正案の第2条で「人事異動通知書交付者に提出して行うものとする」というのは職務を行うということですか。「行う」の前に「職務を」が入るのでしょうか。
- 総務課長 「宣誓を」です。宣誓書を提出して、宣誓となすことができるという意味でございます。「行う」というのは、「宣誓書を提出する」という意味と解釈していただけだと思います。
- 上原委員 そうであれば「提出するものとする」と書いた方が良いのではないですか。
- 総務課長 これに関しましては法律用語ですので、私から何とも言えませんが、提出することによって宣誓することになるという意味ということで、理解しております。
- 上原委員 現行規程に「職務を行ってはならない」と入っていたので、それとの兼ね合いはどうかと思ってお尋ねしました。
- 総務課長 その服務規程の経緯でございますが、読み上げて説明したいと思います。「地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓については、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続きがさまざまであることに鑑み、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにすることを伝えた。」要は、署名して宣誓をしなければいけませんが、それだけではない、さまざまな方法があります、というのが明らかにされたということです。また、「総務省通知を踏まえ、沖縄県でも令和2年6月議会で服務の宣誓条例を改正し、各任命権者においてそれぞれの会計年度任用職員の任用手続きを踏まえた方法により宣誓を行うことができるよう規定した」というのがございます。それで、繰り返しになりますが、33ページを見てください。「沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例」というのがございます。第2条で、「新たに職員等となった者は、別紙様式第一号から別紙様式第五号までによる宣誓書に署名して、任命権者または任命権者の指定した者に提出しなければならない。」ということがございます。改正前は、宣誓書に署名してからでなければその職務を行うことができない、必ずその宣誓をしなければいけない、というのがあ

りましたが、この改正案の意味は、署名をすれば足りるというかたちになった、ということを法律的に書いているだけでございます。署名で足りるということをこの条文の中に示しているという意味でご理解いただければと思います。それから、先ほどご質問がありました、署名の押印についてですが、署名書に捺印もしています。こちらの印鑑の問題に関しては今後国から何かしら通知等があると思いますので、それを踏まえて何らかの対応が出てくるだろうと思います。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他

特になし

(8) 閉会

金城教育長が閉会を宣言した。

